

五島市監査委員公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和2年4月の例月財務監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年6月26日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 神之浦伊佐男

2五監第289号  
令和2年6月26日

五島市議会議長 谷川 等 様  
五島市長 野口 市太郎 様  
五島市教育委員会 教育長 藤田 清人 様  
五島市選挙管理委員会 委員長 川村 久治 様  
五島市公平委員会 委員長 衿 宜 渉 様  
五島市監査委員 代表監査委員 橋本 平馬 様  
五島市農業委員会 会長 山田 勝久 様  
五島市固定資産評価審査委員会 委員長 永尾 晃 様

五島市監査委員 橋本 平馬  
五島市監査委員 神之浦 伊佐男

#### 令和2年度例月財務監査結果報告の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和2年4月分例月出納検査に併せて例月財務監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

なお、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、講じた措置の状況について、令和2年12月25日までに本職に通知ください。

#### 記

#### 令和2年度例月財務監査結果報告書（令和2年6月監査分）

#### 第1 監査の基準

この監査は、五島市監査基準（令和2年五島市監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

#### 第2 監査の種類

例月財務監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定による監査）

#### 第3 監査の対象及び範囲

- 1 監査の対象 令和2年4月分の収入及び支出に関する会計伝票
- 2 監査の範囲 一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金並びに水道事業会計

#### 第4 監査委員の除斥

神之浦伊佐男監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により、監査の対象及び範囲のうち、議会費及び非常備消防費に関する部分について除斥した。

## 第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているかについてを主眼において実施した。

## 第6 監査の主な実施内容

例月出納検査に併せて、毎月提出される会計伝票から抽出し、収入及び支出の手続上の是非等について監査を実施した。

## 第7 監査の実施場所及び日程

- 1 実施場所 監査委員事務局
- 2 日 程 令和2年5月18日から同年6月24日まで

## 第8 監査の結果

第1から第7までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、次の指摘事項を除き、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしていることが認められた。

なお、指導事項については、監査委員事務局長から所管の部局長に通知した。

### 1 指摘事項

#### (1) 防災行政無線の点検業務、蓄電池取り替え業務及び修繕工事の契約について

五島市防災行政無線施設点検業務については、点検結果が令和2年3月31日に提出されているが、令和元年度防災行政無線修繕工事は、当該点検結果に基づき実施するものであるから、速やかに修繕できるよう点検結果の報告時期を見直されたい。

防災行政無線蓄電池取り替え業務及び令和元年度防災行政無線修繕工事の契約については、点検を実施した業者が、機器・場所に精通しているとともに、より迅速に修繕工事を行うことが可能であること、及び島内業者であるため、島外業者と比べ交通費、宿泊費等の負担が少なく、他業者と比べ有利になることを理由に、随意契約ができる場合を定める地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第7号に該当するとして、特命随意契約の方法により契約を締結している。

しかしながら、入札参加資格者名簿に電気通信業で登録をしている業者は複数あるから、他の随意契約条項に該当しない限り、競争入札によるべきである。

なお、点検の結果、速やかに修繕できる経済的で効率的な契約とするため、防災行政無線の点検業務、蓄電池取り替え業務及び修繕工事をまとめて契約することについても検討されたい。

(総務企画部総務課)

#### (2) 電話機のリース契約について

電話機のリース契約において、令和2年4月1日から令和9年3月31日までの契約を令和2年2月28日に申し込み、同年3月12日に契約内容確認書兼合意書

を取り交わした上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び五島市財務規則（平成16年五島市規則第43号。以下「財務規則」という。）第87条第1項第1号に該当するとして、NTT西日本特約店である業者と特命随意契約の方法により契約を締結し、工事を施工しているが、当該長期継続契約に条件付解除条項を付しておらず、債務負担行為も設定していない。また、本件リース契約の予定価格は1,848,000円で、財務規則第86条の表第3号に掲げる随意契約の限度額を超えているにもかかわらず、財務規則第88条の規定により予定価格調書の作成を省略し、財務規則第93条第1項第6号の規定により契約保証金を免除している。

自治体予算は、予算単年度主義をとっており、複数年の契約は原則的には認められていないが、地方自治法第214条に基づく債務負担行為又は同法第234条の3に基づく長期継続契約によって、例外的に複数年契約が可能となる。そして、長期継続契約として認められるには、「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる」旨のいわゆる条件付解除条項を定める必要がある。したがって、予算の裏付けがないにもかかわらず、契約を締結し、工事を施工することはできないから、本件リース契約について条件付解除条項を定めるか、債務負担行為を設定すべきである。また、入札参加資格者名簿に電気通信業で登録をしているNTT西日本特約店である業者は複数あるから、他の随意契約条項に該当しない限り、競争入札によるべきである。

さらに本件リース契約は、財務規則第87条第2項に該当せず、予定価格が50万円を超えているため財務規則第88条及び第93条第1項第6号の規定が適用されないから、予定価格調書の作成を省略することはできず、契約保証金を免除することもできない。なお、財務規則第93条第1項第3号の規定により契約保証金の免除をしたものでもない。

本件事案は、契約事務についてチェック機能が働いていないため生じたものであるから、複数職員によるチェック体制を整備するなど内部牽制機能を十分活用した上で、法令に基づき適正に処理されたい。

（福祉保健部玉之浦診療所）

### (3) 子育て世帯等移住促進事業補助金について

子育て世帯等移住促進事業補助金（以下「移住促進補助金」という。）については、五島市子育て世帯等移住促進事業補助金交付要綱（平成28年五島市告示第26号。以下「移住促進補助金交付要綱」という。）第6条において「補助金の交付を受けてから5年以上市に居住すること」という交付の条件が付されており、補助事業者Aは、令和2年3月26日に親の介護のため島外へ転出するという理由により1年未満で転出したため、15万円の補助金を返還している。また、補助事業者Bは、令和2年5月7日に本人の意図しない転勤の理由により1年以上2年未満で転出した

ため、15万円の5分の4である12万円の補助金を返還しているが、両者とも五島市子育て世帯等移住促進事業補助金に係る内規（令和2年2月3日課長決裁。以下「移住促進補助金内規」という。）に定める「悪質である」という基準に該当しないと判断したことにより、五島市補助金等交付規則（平成16年五島市規則第44号）第19条の規定による加算金を徴収していない。

補助金の返還金について基準を設けることは、実質的に補助金の額を定めるものであるため、移住促進補助金内規に規定するのではなく、移住促進補助金交付要綱に規定するべきである。また、加算金の法的性格については、「補助金適正化法解説（小滝敏之著、全国会計職員協会発行）」によると、補助事業者等の義務違反に対する交付決定の取消は、実質的には負担附贈与契約の債務不履行による解除に相当するもので、解除権の行使に伴い、相手方は原状回復義務を負うが（民法（明治29年法律第89号）第545条第1項）、この場合返還すべき金銭には受領の時から利息をつけなければならない（同条第2項）とされているから、「悪質である」かどうかという基準を移住促進補助金内規で定めることをもって加算金の免除を行うことはできない。地方自治法第96条第1項第10号は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄することを議会の議決事項としているから、加算金の全部又は一部を免除する場合は、議会の議決を経るべきである。

なお、移住促進補助金の交付決定において、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件が付されていなかった。このことについては、平成30年度財政援助団体等監査において同様の指摘をしたところであり、その後措置を講じたにもかかわらず、再度不適正な事務処理が行われているので、適正な事務に努められたい。

（地域振興部地域協働課）

#### (4) 奈留学校給食センター排水処理施設保守点検業務委託契約について

奈留学校給食センター排水処理施設保守点検業務委託契約については、予定価格が534,600円で随意契約の限度額を超えているにもかかわらず、例年、随意契約の限度額内であったため、前年度と同様に財務規則第88条の規定による予定価格調書の作成を省略して随意契約の方法により契約を締結している。

しかしながら、本件契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び財務規則第86条第1項の表第6号に該当しないから競争入札によるべきであり、また財務規則第87条第2項に該当せず、予定価格が50万円を超えているため財務規則第88条の規定が適用されないから、予定価格調書を作成しなければならない。

また、仕様書に基づき設計金額の算出に必要な場合に作成すべき設計書が作成されていなかった。設計書は、契約の履行内容の確認を容易にし、確実な契約の履行の確保を図ることを目的として作成するものであり、その役割は見積者の契約の内

容、要件等を知る資料で契約担任者にとっては予定価格設定並びに監督及び検査の資料等になるものであるので、随意契約においても必ず作成するよう、五島市随意契約ガイドラインに則り、適正な事務処理に努められたい。

(教育委員会事務局総務課)